

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等の継続について

国土交通省
中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、平成24年3月27日付けで指定等を行い、平成29年3月31日付けで指定等の一部の変更を行った、都市・地域再生等利用区域、都市・地域再生等占用方針及び都市・地域再生等占用主体を下記のとおり継続する。

平成31年3月27日

記

第1 都市・地域再生等利用区域

太田川水系元安川で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

(1) 水辺のコンサート（別図に示す区域①）

- ・イベント施設及びイベント施設と一体をなす売店、照明・音響施設等（準則第二十二第3項第二号及び第六号に該当）

(2) 水辺のオープンカフェ（別図に示す区域②）

- ・広場及び広場と一体をなすオープンカフェ等（準則第二十二第3項第一号及び第六号に該当）

2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設の許可方針

(1) 共通の許可方針

- ・河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

(2) 水辺のコンサート（別図に示す区域①）の許可方針

- ・運営者による収益事業が行われた場合、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数の収支報告をすること。
- ・占用の許可を受けることができる施設の周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。

- ・コンサート開催予定日に洪水又は高潮が予想される場合は、開催を中止又は延期し、河川管理者に連絡すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

- (1) 水辺のコンサート（別図に示す区域①）
 - ・準則第二十二第4項第一号に掲げるもの
- (2) 水辺のオープンカフェ（別図に示す区域②）
 - ・準則第二十二第4項第一号に掲げるもの

指定等の経緯

指 定 日 平成24年3月27日

変 更 日 平成29年3月31日

（都市・地域再生等利用区域の指定等の一部変更）

継続決定日 平成30年3月26日

（水辺のコンサートの占用（区域①）の許可期間の満了に伴う都市・地域再生等利用区域の指定等の継続）

継続決定日 平成31年3月27日

（水辺のコンサートの占用（区域①）の許可期間の満了に伴う都市・地域再生等利用区域の指定等の継続）

河川敷地占用許可準則《抜粋》

第二章 通則

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

二 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、 広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

〔別図〕

都市・地域再生等利用区域図

